

平成 20 年度 第 3 回 財団法人武蔵野市福祉公社理事会

- 1 開催日 平成 21 年 3 月 19 日(木) 午後 6 時 00 分 ~ 午後 8 時 30 分まで
- 2 場 所 武蔵野市吉祥寺本町四丁目 10 番 10 号 大東京信用組合ビル 5 階
財団法人武蔵野市福祉公社 大会議室
- 3 理事の現在数 6 名 (定足数 4 名)
- 4 . 出席者
- | | | | |
|---------|-------|-----|-------|
| 理事長(議長) | 会田 恒司 | 理 事 | 安達 高之 |
| 理 事 | 中山二基子 | 理 事 | 加瀬 裕子 |
| 理 事 | 安藤 真洋 | 理 事 | 河 中 款 |
| 監 事 | 皆川 明良 | 監 事 | 阿 亜紀良 |
- 5 . 議事日程
- 日程第 1 . 議事録署名人の選出
- 日程第 2 . 議案第 6 号 財団法人武蔵野市福祉公社中長期事業計画
- 日程第 3 . 議案第 7 号 財団法人武蔵野市福祉公社老後福祉基金規程の一部
を改正する規程
- 日程第 4 . 議案第 8 号 平成 21 年度財団法人武蔵野市福祉公社事業計画
- 日程第 5 . 議案第 9 号 平成 21 年度財団法人武蔵野市福祉公社収支予算
- 日程第 6 . 議案第 10 号 財団法人武蔵野市福祉公社職員退職手当支給規程の
一部を改正する規程
- 日程第 7 . 議案第 11 号 財団法人武蔵野市福祉公社事務規程の一部を改正す
る規程

6 議事の内容

開会:午後 6 時

事務局長より寄附行為第 25 条の規定により議長は理事長があたることを告げ、上記議事について逐次審議することとなった。

理事長が開会を告げ、定数 6 名、出席理事 6 名で、寄附行為第 26 条による定足数を満たし理事会が成立したことを報告した。

[議事の経過の概要及び議決の結果]

第 1 . 議事録署名人の選出。

・議事録署名人には安達理事と中山理事を選出、全員一致でこれを承認した。

- 第2. 議案第6号「財団法人武蔵野市福祉公社中長期事業計画」について、配布資料に基づき事務局長が説明し、会田理事長より補足説明があった後、逐次質疑に入った。
- ・加瀬理事：「福祉公社の職員像」に倫理観について触れることについて。
 - ・会田理事長：倫理観・価値観について立体的な形で整理するよう検討したい。
 - ・中山理事：福祉公社が任意後見を全国に先駆けて担うと言うことを全面的に打ち出すべきでは。
 - ・服部課長：有償在宅サービスと任意後見契約が連続性を持つよう体制やスタッフを整備したい。
 - ・会田理事長：任意後見を担当している権利擁護と有償在宅サービスの組織を合体し、組織強化を図る。
 - ・安達理事：「身上配慮サービスの料金改定」の記載について。
 - ・服部課長：昭和55年以降同額の1万円の基本料金については、成年後見に対応していく中で批判を整理しスタッフの実力を上げ、利用者の理解を得て改定したい。表記は、市条例に合わせ修正する。
 - ・会田理事長：アンケート結果の記載箇所は、誤解を生まないよう文章の構造を考える。
 - ・皆川監事：(1)地域包括支援センターとケアマネ研修センターに関する箇所について。(2)寄付金、遺贈金の使途について。
 - ・服部課長：2について、高齢者福祉だけでなく、武蔵野市全体の福祉のために役立てることができるのではないかとの考えで子育て支援事業にも触れている。
 - ・中村センター長：1について、両センターとも市への直営化の話は決まっているが、市の予算が未確定なので括弧書きで提示した。
 - ・加瀬理事：(1)公社事業は高齢者福祉に限定すべきでは。(2)リバースモーゲージの不動産を有効活用してはどうか。
 - ・会田理事長：1について、高齢者の所有する不動産をフロー化させ、若年者が住みやすい団地を作りながら、高齢者を支えていく基盤を作ると言うような構造的な問題があり、市全体の流れの中で捉え直す必要がある。その場合は、定款の変更や利用者への説明も必要になる。2について、福祉公社の新社屋の確保や、高齢者施設でも個人住宅でもない中間的住宅の設置が考えられる。
 - ・加瀬理事：公社事業のためと言う条件がついている寄付物件の、市の取り扱いに問題はないか。
 - ・服部課長：寄付物件は当初、福祉公社の基本財産に入れていたが、その後税金の関係から市に直接遺贈してもらう形になっている。付帯条件については、付いているものとないものが様々な状態。
 - ・中山理事：市への直接遺贈であれば、営利に使わない限り市が使う分には問題はない。
 - ・安藤理事：福祉公社が市の財産の活用について発言ができる背景を説明しておく必要がある。
 - ・加瀬理事：寄付物件の使途を高齢者以外にも広げるのであれば、老後福祉基金をどうするのかと言う話にもなるのでは。
 - ・会田理事長：老後福祉基金の元々の財源に市の税金が使われているので、福祉公社の独立した財源とは言い切れない面があり、その辺を整理する必要がある。
 - ・中山理事：リバースモーゲージによる寄付とそれ以外の寄付とを区別せずに、大きい流れの中で有効利用をすれば良いのではないか。
 - ・会田理事長：「遺贈物件を若い子育て世代へ」という表現については整理したい。
 - ・加瀬理事：「職員の社会福祉士資格取得を推進していく」こと理由について。

- ・中村センター長: ボランティア実習生の受け入れの条件だからと言うことではなく、職員の技能向上のためという意味なので表現を整理する。
- ・他に質問等はなく、理事長より日程第2 議案第6号「財団法人武蔵野市福祉公社中長期事業計画」の承認を諮り、「異議なし」の声によりこれを可決した。

第3. 議案第7号「財団法人武蔵野市福祉公社老後福祉基金規程の一部を改正する規程」について、配布資料に基づき事務局長が説明、その後、逐次質疑に入った。

- ・安達理事: 第5条は、老後福祉基金を使う対象としての「新規事業」の範囲を限定する改正か。限定するなら、その理由は何か。
- ・河中事務局長: 消極的限定ではなく、「新規事業」の意味が広すぎて使いにくい面があったので、より詳細な表現にした。
- ・安達理事: 「新たな福祉機能を開発したもの」は、何を指すのか。
- ・河中事務局長: 「中長期事業計画」の24、25ページにかけて掲示した新規事業のように、今までのサービス体系と異なるものをイメージしている。
- ・安達理事: できるだけ活用していくと言う方向だけは、残していただきたい。
- ・河中事務局長: 積極的に活用すると言う趣旨に十分気をつけて運用していく。
- ・他に質問等はなく、理事長より日程第3 議案第7号「財団法人武蔵野市福祉公社老後福祉基金規程の一部を改正する規程」の承認を諮り、全員一致でこれを可決した。

第4. 議案第8号「平成21年度財団法人武蔵野市福祉公社事業計画」

第5. 議案第9号「平成21年度財団法人武蔵野市福祉公社収支予算」

- ・議案第8号および議案第9号については一括して審議することとなった。
- ・議案第8号「平成21年度財団法人武蔵野市福祉公社事業計画」および議案第9号「平成21年度財団法人武蔵野市福祉公社収支予算」について、配布資料に基づき事務局長、在宅サービス課長および高齢者総合センター長が説明をし、その後逐次質疑に入った。
- ・安藤理事: 自立支援法の居宅介護サービスについて、利用者をどのように見込んでいるか。
- ・事務局: 今年度実績では月30名が固定的に利用しており、横ばいの状況。
- ・皆川監事: (1)「事業計画」には支出だけでなく収入も触れてもらいたい。(2) 予算書の様式として繰越収支差額のところがおかしいのでは。(3) 寄付金の予算書上の扱い方について。(4) 每期1億円ずつマイナスとなる事業収支の予算組みについて。
- ・河中事務局長: 3について、寄付金を事業収入の中に入れたのは表記として正しくなかったが、今後は寄付金を基金に積み立てて運用していくことを念頭に置いた予算組みを行っている。4について、寄付金で凌いできた体質を改善するとともに経費削減を行い、収支のバランスを図る。
- ・会田理事長: 3について、今後は寄付金を投資活動収入に入れるよう表記を検討したい。
- ・安達理事: 赤字予算で前期繰越金の額を前期の決算が終わらないうちに盛り込んでいることについて。
- ・会田理事長: 現金で赤字なのか、予算書上で赤字なのかと言った点について整理をしたい。自治体の予算では、前年度の繰越金の予測額を上まらない範囲で当初予算の収入に繰越金を入れている。公益法人会計の中で、その辺がまだ整理できていない。

- ・皆川監事：当初予算には寄付金や前年度繰越金は盛り込まず、寄付があった時点で補正予算を組み、同時に前年度の確定した繰越収支差額を盛り込む方法がある。
- ・阿監事：(1)自主事業の収支がマイナスにならないようにすることが課題。(2)長期的な資金計画と人員計画を「中長期計画」の中に盛り込んでもらいたい。
- ・会田理事長：2について、「中長期計画」は理念と夢を語る部分が強いので、資金・人員計画についても別途検討したい。
- ・安達理事：「地域包括支援センター・ランチ事業」という名称について。
- ・中村センター長：市から提示されたが、意味合いは「分割業務」ではなく「窓口」とであると認識している。
- ・会田理事長：市と調整して誤解の生じない名称にしたい。
- ・加瀬理事：横浜市福祉サービス協会のように借金体質を改善した例があるが、福祉公社がそれに倣えば一方で寄付金を失うことにもなりかねない。その辺について、中長期的な話を市と行うべきでは。
- ・会田理事長：福祉公社が当初、市税を原資として発足したことによる困難はあるが、検討したい。
- ・他に質問等はなく、理事長より日程第4 議案第8号「平成21年度財団法人武蔵野市福祉公社事業計画」および日程第5 議案第9号「平成21年度財団法人武蔵野市福祉公社収支予算」の承認を諮り、全員一致でこれを可決した。

第6. 議案第10号「財団法人武蔵野市福祉公社職員退職手当支給規程の一部を改正する規程」について、配布資料に基づき事務局長が説明、その後、逐次質疑に入った。

- ・質問等はなく、理事長より日程第6 議案第10号「財団法人武蔵野市福祉公社職員退職手当支給規程の一部を改正する規程」の承認を諮り、全員一致でこれを可決した。

第7. 議案第11号「財団法人武蔵野市福祉公社事務規程の一部を改正する規程」について、配布資料に基づき事務局長が説明、その後、逐次質疑に入った。

- ・安達理事：第5条第6号の「...権利擁護事業に関すること」と第7号「成年後見・権利擁護に関する総合相談...」との切り分けについて。
- ・服部課長：第6号は独自の権利擁護事業と地域福祉権利擁護事業の実務と言う意味合いで、第7号はそれらに至るまでの相談と言う意味合い。
- ・会田理事長：意味合いがより明確になるような改正を今後検討する。
- ・他に質問等はなく、理事長より日程第7 議案第11号「財団法人武蔵野市福祉公社事務規程の一部を改正する規程」の承認を諮り、全員一致でこれを可決した。
- ・河中事務局長より次回理事会の日程について報告をした。

平成21年度第1回理事会を、5月28日木曜日、午前10時から開催。

議題は、平成20年度事業報告および収支決算について。

- ・理事長より議事が全て終了した旨を告げ、3月末で退任する理事・監事から退任の挨拶があった後、理事会を閉会した。

閉会：午後8時30分